

市県民税・国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険料の申告

申告相談・受付会場

受付時間 午前9時～11時30分/午後1時～午後4時

地 区		と き	と ころ
福 重	2 月	2日(月)	福重住民センター
萱 瀬		3日(火)	萱瀬住民センター
松 原		3日(火)	松原住民センター
西大村		4日(水)～6日(金)	中地区住民センター
三 浦		9日(月)	三浦住民センター
鈴 田		9日(月)	鈴田住民センター
竹 松		10日(火)～13日(金)	竹松住民センター
大 村		16日(月)～27日(金)	市役所2階大会議室
全 地 区	3 月	2日(月)～16日(月)	市役所2階大会議室

※土日・祝日を除く

申告が必要な人

平成21年1月1日現在、市内に住所を有している人で次に該当する人

- 営業、農業、不動産、その他事業収入のあった人
- 給与所得者で、給与のほかに収入のあった人
- 前年中(平成20年中)退職した人で、再就職していない人
- 公的年金受給者で、社会保険料、生命保険料、医療費などの所得控除を受ける人や、ほかに収入があった人
- 日雇い、パート、アルバイトなど前年中に収入があった人
- 国民健康保険の世帯主とその加入者で、前年中に収入があった人
- 後期高齢者医療保険の加入者で、遺族年金、障害年金、恩給などの非課税所得のみの収入があった人

申告の必要がない人

- 所得税の確定申告をする人
- 給与所得だけの人で、勤務先から給与支払報告書が市税務課に提出された人
- 公的年金収入だけの人で、各種所得控除の必要がない人

申告に必要なもの

- 印かん、申告書、源泉徴収票(年金、恩給を含む)、給与支払証明書
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費など各種所得控除のための証明書
- 営業、農業、不動産などの事業所得がある人は収支内訳書
- その他に収入がある人は、その所得がわかる書類
- 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の収入がわかる書類

平成21年度の「市県民税」と平成20年分の「所得税」の申告の時期です。この申告は、平成21年度に納めていただく市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの額を算定するための重要な資料になります。次の日程で受け付けますので、期限内に必ず申告してください。

申
告

は

お

早

め

に

申告期限

3/16 月

●まもなく税の申告受付が始まります

確定申告

■市役所会場(大会議室)

・所得税の申告 2月16日(月)～3月16日(月)
※受付時間は午前9時～午後4時
(午前11時30分～午後1時は受け付けできません)

■諫早税務署会場

・所得税の申告…3月16日(月)まで
・贈与税の申告…3月16日(月)まで
・消費税の申告…3月31日(火)まで
・還付の申告…随時受け付けます。

■申告書郵送のあて先

〒854-8666 諫早市永昌東町25-45 諫早税務署

■申告時の注意事項

- 市役所会場では事業(青色申告など)、譲渡(土地、株式など)の申告は受け付けできません。
- 農業、不動産、営業などの申告は、会場が大変混み合いますので、あらかじめ収支内訳書は整理してお越しください。

問い合わせ 諫早税務署 ☎21370

住民税の住宅ローン控除について

申告が必要です! 申告期限/3月16日(月)

平成20年度から平成28年度までの間に限り、平成19年の税源移譲に伴い所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除を、住民税の所得割から控除できます。

対象者

次の①②を満たす人

- ①居住開始年月日が平成11年～平成18年末で、平成20年分申告(年末調整および確定申告)で所得税の住宅ローン控除を受けている人。
- ②平成20年分所得税の申告において、住宅借入金等特別控除後の申告所得税額(源泉徴収税額等)が0で、かつ住宅借入金等特別控除可能額(限度額)に残額がある人。

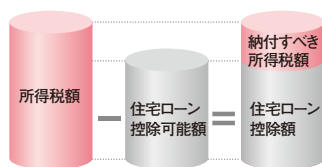
提出先

- ①確定申告をしない人:平成21年1月1日現在における住民票登録地(住所地)の市町村へ源泉徴収票(原本)を添付のうえ、提出してください。
- ②確定申告をする人:所管の税務署または市町村へ確定申告書とともに提出してください。

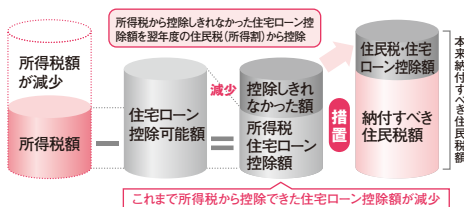
注意事項

期限後に申告された場合は、住宅ローン控除が適用される場合でも控除を受けられないことがあります。申告は必ず期限内にお願いします。

税源移譲前



税源移譲後



問い合わせ 税務課(内線122～124)

国税電子申告・納税システム「e-Tax」をご利用ください

国税庁ホームページ「確定申告書など作成コーナー」で作成した申告書などのデータは、自宅や事務所などからインターネットを利用して提出ができます。

●事前準備が必要です。

・事前に開始届出書を諫早税務署に提出してください。
開始届出書は、インターネットを利用しての提出のほか、書面でも提出できます。

・市民課窓口で住民基本台帳カードを受領して、情報政策課で電子証明書の交付を受けてください。

・電子証明書はICカードを利用しますので、ICカードリーダーが必要で。

詳しくはe-Taxホームページをご覧ください
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

国税庁ホームページで所得税確定申告書などが作成できます

●メリット

- ◆所得税・消費税確定申告書のほかに、収支内訳書・青色決算書が作成できます。
- ◆画面の指示に従って金額などを入力すると簡単に申告書などが作成できます。
- ◆「確定申告書など作成コーナー」は、都合のいい時に、いつでも利用できます。
- ◆カラーやモノクロプリンタで所定の手順に従ってA4サイズの普通紙に印刷すれば、確定申告書などが作成できます。

国税庁ホームページアドレスは
<http://www.nta.go.jp>